

文教厚生委員会 会議録

日 時 令和4年5月11日（水）

午前10時00分開会、午後0時8分閉会

場 所 第1委員会室

-
- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項
 - (1) 教育委員会関係
 - (2) 保健福祉部関係
 - (3) こども未来部関係
 - (4) その他
 - 4 閉 会

出席委員（4名）

委員長 下村 壽郎
副委員長 奥谷 崇
委 員 目黒 英一
委 員 矢口 勝雄

欠席委員（4名）

委 員 田子 優奈
委 員 塚原 圭二
委 員 鈴木 一彦
委 員 福田 一夫

説明のため出席した者（22名）

教育長	入野 浩美
教育部長	望月 亮一
教育総務課長	塚本 富美代
学務課長	田中 裕之
学校給食センター長	寺崎 敏彦

生涯学習課長	佐賀 憲一
図書館長	武藤 知子
博物館副館長	木塚 久仁子
スポーツ振興課	大橋 博
文化振興課長	中澤 達也
指導課長	田上 秀之
上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長	堀部 猛
保健福祉部長	塚本 哲生
社会福祉課長	福原 守
障害福祉課長	小池 政幸
高齢福祉課長	塚本 浩幸
国保年金課長	刈山 和幸
健康増進課長	水田 和広
こども未来部長	加藤 史子
こども政策課長	菊田 宏巳
こども包括支援課長	佐藤 千加子
保育課長	野中 佑起男

事務局職員出席者

主 幹 鈴木 優大

傍聴者（なし）

-
- 下村委員長** ただ今から文教厚生委員会を開催いたします。まず、教育委員会から行います。今年度初めての委員会となります。執行部より自己紹介をお願いします。
 - 入野教育長** 教育長の入野でございます。どうぞよろしく願いいたします。
 - 望月教育部長** 教育部長の望月でございます。どうぞよろしく願いいたします。
 - 塚本教育総務課長** 教育総務課長の塚本です。よろしく願いいたします。
 - 田中学務課長** 学務課長の田中でございます。よろしく願いいたします。
 - 寺崎学校給食センター長** 学校給食センターの寺崎です。どうぞよろしく願いいたします。
 - 佐賀生涯学習課長** 生涯学習課長の佐賀です。よろしく願いいたします。
 - 武藤図書館長** 図書館長の武藤でございます。よろしく願いいたします。
 - 中澤文化振興課長** 文化振興課長の中澤でございます。よろしく願いいたします。

○木塚博物館副館長 博物館副館長の木塚です。よろしくお願いいたします。

○堀部上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長 上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長の堀部です。よろしくお願いいたします。

○田上指導課長 指導課長の田上です。よろしくお願いいたします。

○大橋スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の大橋です。よろしくお願いいたします。

○下村委員長 ありがとうございます。本日、委員の欠席者が多いのですが、出席されている委員の方から自己紹介をお願いします。私から。委員長の下村でございます。よろしくお願いいたします。

○奥谷副委員長 副委員長の奥谷でございます。よろしくお願いいたします。

○目黒委員 文教厚生委員目黒でございます。よろしくお願いいたします。

○矢口委員 同じく委員の矢口勝雄でございます。よろしくお願いいたします。

○下村委員長 ほかに今日欠席者が、福田委員、鈴木委員、塚原委員、田子委員の4名が欠席されておりますので、全員で8名ということでよろしくお願いいたします。では、今回説明する担当以外の皆さんは退席して結構です。

【執行部退席】

○下村委員長 早速、議案関係に入ります。資料は、文教厚生委員会、令和4年、5月11日開催、教育委員会をお願いいたします。まず、学校保健管理費新型コロナウイルス感染症対策事業の補正予算案について執行部より説明願います。

○田中学務課長 資料①をお願いいたします。学校保健管理費新型コロナウイルス感染症対策事業の補正予算案について御説明いたします。1の補正の理由としましては、令和4年度予算に計上し、マスク、消毒液等の感染対策消耗品を購入し、各小、中、義務教育学校へ配備する学校保健管理費新型コロナウイルス感染症対策事業に、つきましては、主に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施する予定でしたが、合わせて学校保健特別対策事業費補助金の活用が見込めることとなったことから、財源更正を行うものでございます。2の補正予算額としましては、歳入の16款国庫支出金、2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金を今回増額し、一方、当初予算で計上しておりました、同じく4項国庫交付金、7目教育費国庫交付金を減額いたします。なお、財源更正のため、歳出の補正はございません。説明は以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 つぎに、小中学校学校サポーター配置事業の補正予算案について執行部より説明願います。

○田上指導課長 資料②を御覧ください。小中学校学校サポーター配置事業の補正予算案についてでございます。1番目の補正の理由でございますが、学校サポーターを全校に各1名配置し、学校の臨時休業に伴う学習等への支援や増加する学級担任等の業務を支援することで、教員の負担軽減を図り、教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整えるため、歳出予算を増額補正するものです。なお、対象経費については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。2の補

正予算額についてですが、歳入につきましては、16款国庫支出金、4項国庫交付金、7目教育費国庫交付金から小学校費交付金、中学校費交付金をそれぞれ増額補正するものでございます。歳出につきましては、小学校費、中学校費のそれぞれ掲載させていただいたとおりの歳出となっております。よろしく願いいたします。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**奥谷副委員長** 各校に1名サポーターを配置ということですが、具体的な業務の内容、どのようなサポートをするのかというのを教えていただけますか。

○**田上指導課長** 説明をさせていただきます。コロナ禍における学校の教員業務を支援する人員として考えておりますので、主だった作業といたしましては消毒作業、さらには、臨時休校の際にリモートの授業、オンライン授業を行うのですが、そのオンライン授業の支援。さらには、学習プリントを子供たちに配付する際のプリントの印刷業務。さらには、臨時休業等で休校になる場合、保護者宛のコロナ対応の通知文書を沢山配付することになるのですが、そちらの印刷、配付補助等を行っていただくことになってございます。

○**奥谷副委員長** このサポーターの方というのは、これから採用というか、配置をされるということですね。具体的には、こういった経歴の方をサポーターとして学校に配置するのか、そこまでもし分かれば教えてください。

○**田上指導課長** 経歴につきまして、資格等々につきましては教員免許を持っていないけれども等々の制限は特にございませんが、学校に関係する仕事になりますので、今までに学校でサポート授業などの取組をしていただいた、具体的に申し上げますと昨年度県費負担でサポーターの授業があったのですが、そちらのほうにお力添えをいただいた方々にお声を掛けまして、その方々に作業をしていただく、支援をしていただくということを念頭に入れているところでございます。学生から退職をされた先生まで様々な年齢層の方々に、昨年度は御協力をいただいたところですので、今年度も引き続きそういう方々にお手伝いをいただければと思っております。

○**奥谷副委員長** これは、昨年度に引き続いての継続している事業として捉えてよろしいのでしょうか。

○**田上指導課長** 昨年度まで行っていたものは、県で行っていた事業でございまして、そちらのほうの事業は終了となっております。今回の補正予算を組んでもらっているものについては、本市独自でコロナ禍においての学校の負担を軽減するために、設けているサポーター事業でございますので、昨年度の事業とはまた違ったものでございます。

○**矢口委員** 予算の額からみると、恐らくフルタイム、学校が開いている時間に常に配置するというほどではないと思いますが、具体的に大体の目安として一日何時間とか、週何時間とかありますか。

○**田上指導課長** 小学校、中学校それぞれ共通になりますけれども、勤務に関しましては、1日3時間程度。それを週5日間行うことで、週15時間以内の勤務ということで設定をさせていただいております。また、6月からの任用となりますので、そこから数えて年度末までの35週で勤務をしていただくようなかたちになりますので、全部で5

25時間の勤務というかたちになっております。

○目黒委員 奥谷副委員長の質問に追加といたしますか、付随してなのですけれども、採用される方は立場上、市の非常勤職員みたいなかたちになるのでしょうか。

○田上指導課長 市の会計年度任用職員という扱いになります。よろしくお願いたします。

○下村委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 私から一つよろしいでしょうか。県でやっていた事業はなくなって、市独自の事業ということで御説明がありました。土浦市としては、今後こういったサポーターをどの程度まで増やしていこうとか、そういう考え方はあるのでしょうか。なぜかといいますと、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するというだけであるので、実際に継続できるのかできないのかということも考えられるわけですね。ですから、基本的な考え方があって将来も続行したい、持続していきたいというのであれば、今年はこの交付金を活用するけれども、来年なければもっと予算取りをしなければいけないわけで、その辺の基本的な考え方についてどのようにお考えか教えていただければと思います。

○田上指導課長 今年度補正で上げさせていただいたこの学校サポーターに関しましては、新型コロナウイルス感染症対策事業ということで、交付金を利用させていただいての取組になりますので、今現在学校のほうでコロナ対応でひっ迫している教員の業務を支援するということに特化をして、活動していただくということで、今年度は考えている事業でございます。ただ、現在教職員の働き方改革という問題も内在しているところではございますので、今後につきましてはそういった部分についての精査を十分にいたしまして、どのようなかたちで進めていくことが、学校現場にとってプラスになるのかということも含めて検討はしていきたいと考えております。

○入野教育長 結論としましては、今、課長が申し上げましたとおり、本来の目的はコロナも収束しつつあるかもしれませんが、なかなか難しいところではありますが、たとえばこれが感染が収束したといえども、この事業を始めとして、要は外部の人材を活用した学校へのサポートということは、先だって審議をいただいたスクールサポーターとか、あるいは部活の指導員であるとか、これからは教員の働き方改革を推進するためにも外部の人材を学校の中に取り入れるというふうな方向でございます。それで、当然子供たちへの教育条件を向上させると。そこが軸足でありますので、実は感染防止の消毒であるとか、コロナの交付金でありますのでそういったことを理由に課長も掲げておりますが、実際はドリルの丸付け、あるいは印刷業務、そしてタブレット等のICT教育の途中でつまづいてしまった、止まってしまった子供たちへの対応であるとか、教員一人では対応できませんので、TTといいますかね、チームティーチング的なそういうふうな予想を私どもも非常に期待をしているところでもあります。ですから、できれば財政ですとか、来年度以降は市の単独予算での要求ということになるというふうに思いますが、大きな予算ですので、恒久的なそういう対応が私たちに必要だと思っておりますの

で、財政当局とのすり合わせ、そして議会との審議ということで、現時点では継続して、外部人材の一部として取り入れていきたいなというふうに考えております。いずれにしても、今回は特定財源で国のお金を使いまして、よく学校のニーズ、あるいは成果を見極めたうえで、課長が言うように慎重に検討はしてまいりたいと、そのように考えております。

○目黒委員 業務内容で、特別支援学級の支援も含まれるのかというのを、お聞きしたかったですけれども、学校によっては資格のない先生が特別支援学級に配属されているというのを聞いたりもしたので、そういったほうのお手伝い、特別支援学級のお手伝いも含まれているのかどうか。お願いいたします。

○田上指導課長 ただ今御質問をいただいた件でございますけれども、今回配置を検討している人員につきましては、新型コロナウイルス感染症対策ということで特化をして、教員の業務負担を軽減ということで活動していただきますので、従前にも配置をしております特別支援の支援員さんが各学校のところに配置をされているところですので、特別支援学級のお子様たちの支援に関しましては、その方々に担っていただくということになっております。

○目黒委員 ちょっと外れてしまいますけれども、現状サポーターの方がお手伝いをすることがなくても、大丈夫だということで認識してよろしいですね。

○田上指導課長 はい。

○目黒委員 承知しました。ありがとうございます。

○下村委員長 その他に移ります。仮称土浦市立上大津地区統合小学校整備事業について執行部より御説明願います。

○塚本教育総務課長 資料③-1をお願いいたします。仮称上大津地区統合小学校整備事業について、現在の進捗状況等について御報告をさせていただきます。まずはじめに、1のこれまでの経緯でございますが、上大津地区の適正配置については、平成29年8月から令和2年6月まで、地元説明会や7回にわたる適正配置検討委員会において慎重な審議を重ねてまいりました。令和2年11月に土浦市上大津地区小学校適正配置実施計画を策定し、上大津東小と菅谷小の統合先を五中付近半径500メートルとし、令和9年4月までの開校を目標とすることといたしました。なお、こちらの内容につきましては、令和2年12月15日に、上大津地区の全戸に配布し、周知いたしております。資料③-2の別紙1に当時の周知文書を添付しておりますので、後ほど御覧ください。2ページをお願いします。用地選定につきましては、先程の実施計画を基に、農地法の規制により、学校建設の難しい五中南側を除き、昨年5月から6月にかけて、地元の意向調査を実施しました。五中北側、東側ともに、学校用地としてまとまった敷地面積が確保できないことから、事業用地買収に全員協力的でありました五中西側とし、昨年11月8日に、内部的に意思決定をし、候補地を選定しております。西側候補地の選定結果につきましては、昨年11月から12月にかけて、事前委員会をはじめ、公民館運営審議会等で御説明をさせていただき、昨年12月15日に上大津地区の全戸に配布し、周知いたしております。こちらにつきましても、資料③-3、別紙2に周知文を添付し

ておりますので、後ほど御覧ください。また、学校建設候補地である五中西側には、築45年が経過する上大津公民館が存在することから、老朽化の問題も解決していくため、昨年12月23日に実施いたしました、開校準備協議会や上大津公民館運営委員会等関係する組織において、候補地の選定及び上大津公民館の方向性については、新統合小学校との複合化、現状維持、廃校等に移転のメリット、デメリットを示しまして、上大津公民館と新統合小学校との複合化について、おおむね御理解を頂いたことから、複合化する方針として、2月に仮称上大津地区小学校整備基本計画案を提示させていただき、3月2日から3月23日の期間で本計画案のパブリックコメントを実施いたしております。なお、パブリックコメントの実施結果につきましては、9名の方から18件の御意見を頂いております。昨年12月23日に実施しました上大津公民館運営委員会の質疑やパブリックコメントにおいて、複合化及び建設候補地西側の高低差、いわゆるくぼ地に対する御意見がございましたので、更なる御理解を得ていただくために、4月26日に上大津公民館運営委員の皆様を対象としました説明会を実施しております。資料3ページをお願いいたします。会議出席者につきましては、記載のとおりです。会議内容につきましては、当日会議資料でもございます資料③-4、別添資料1から資料③-7、別添資料3に基づき、教育総務課より説明をいたしました。お手数ですが、資料③-4、別添資料1、施設配置の検討についてをお開きください。資料の2ページ目の写真が、高低差のあるくぼ地の写真でございますが、資料1ページにございますように、東工大の斉尾先生の勧めもあり、高低差を活かした緑豊かな環境のサブグランド案の配置例について説明をいたしました。資料③-1、3ページを再びお願いします。そのほか、先進地の事例報告及びパブリックコメントの実施結果の中から、複合化や今後の活動、運営面、建築構造や配置計画について御理解を深めていただくよう、改めて説明をさせて頂いております。会議の主な質疑応答につきましては、3ページ下に記載をさせて頂いております。質問内容の一つ目ですが、おおつの地区長からは、上大津公民館を廃校後の上大津東小へ移転できないかのご意見を頂いておりますが、地区公民館は五中地区全体の中心に位置し、拠点となっていることから、場所の移転は予定しておらず、その旨を御説明し、おおむね御理解を得たものと考えております。4ページをお願いします。4ページ下から2番目の質問内容ですが、菅谷区長からは、菅谷、沖宿、田村地区の3地区は、五中西側には、高低差のあるくぼ地が存在することから、学校建設に反対する意向が示されております。こちらにつきましても、これまでの経緯等を御説明し、御理解を頂けるよう努めている状況でございます。会議でのそのほかの質疑及びパブリックコメントの御意見等につきましては、資料記載のとおりとなっておりますので、後ほど御覧ください。今後につきましては、更なる御理解を頂けるよう5月24日火曜日に、上大津公民館運営委員の皆様へ、小学校整備予定地の現地見学会を計画しております。報告は、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**矢口委員** 委員長の鋭い目が。正直どこから改めて聞いていいのか難しい、非常に。当初、小学校の話が地区公民館も絡んで、地域の方々からいろんな御意見をいただいて

いるというのが現状だと思います。今後の地区公民館との絡みの部分が、非常に進め方が難しいのだろうなということが、いろいろなところから伝わってくる声を聞いて感じています。そこら辺の考え方とか、ざっくばらんでいいので皆さんからいただいている感情的な部分も大いにあると思うのですけれども、いろんなところを聞かせていただきたいなというところが今の気持ちなのですが、いかがでしょうか。

○塚本教育総務課長 公民館の複合化の問題が出てきまして、いろいろな御意見をちょうだいしているところですが、実際に文科省のほうで進めています学校施設のあり方に関する調査研究の会議では、全国としては小学校と公民館の複合化が、中学校含めまして443例、平成26年当時の調査でございますが、存在しております。教育総務課のほうとしても、最近志木市のほうで先進地の視察をさせていただいておりますが、公民館と小学校の複合化の先進事例として、学校建設との複合化は地域にとっても大変効果的であって、児童の成績も伸びているといった良い面も沢山いただいておりますので、そういった面をさらに説明しながら、複合化については御理解いただけるように進めていきたいと考えてございます。

○矢口委員 公民館複合化の件に関して、地元の方々への説明をする場というのは、この時系列で書いてある中の上大津公民館運営委員会に対しての説明でとどまっているのでしょうかね。この中には当然運営委員ですから、地区長さんは当然メンバーとして入っていると思いますが、そのような理解でよいのでしょうか。

○塚本教育総務課長 複合化につきましては公民館運営委員会、全体の公民会の運営審議会にも説明させていただきまして、時系列で書いてあります12月23日の開校準備協議会、こちらのほうは学校のPTA会長、副会長、それから小学校の校長先生、教頭、教務主任等が入っているメンバーなのですが、こちらについても説明をさせていただいております。

○下村委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 私から言っているのか、この問題というのは、慎重に教育委員会は進めているのだからと感じておりますが、まずは地元との合意が大切だろうというのが一つと、子供たちの将来がやっぱり気になるわけですね。当然長引けば、せつかく令和9年開校という話が、ずれる可能性もあるし、もう一つは今の子供たちは暫定的に菅谷小学校へ行っているわけですよ。だけれども、新しい小学校ができるのだという希望もあると思うのです。そういったところも含めて、子供たちを優先した考え方が私はいいのかなと私は感じておりますけれども。委員会としては、これに関しては何ら問題を提起することはしていませんから、できないのだからと思うんですよ、まだね。それともう一つは、地元の区長さんたちが昨年の12月23日に公民館運営審議会とか、あるいは上大津地区全戸配布、いろいろなところで地元の区長さんたちはいたはずなのですね。ところが、今年になって区長さんが変わってしまうということが、4月26日に変わってしまった時の新たな区長さんたちの意見が、ここに主な質疑応答ということでできたのだと思うのです。その辺のことが引き継がれていない、前の区長さんたちから新しい

区長さんに経緯が引き継がれていない。その辺はきちんと、それも地元にお伝えしないとだめなのかな。何か難しくて、私たちとしても取扱いを慎重にならざるを得ないというのが本音です。例えば、くぼ地がだめですという話も出ていますし、本音で今話させてもらっていると、どうしてもくぼ地は埋めたほうがいいですよという話。あるいは、南向きのような半地下のような校舎が、この絵では仮に書いてありますけれども、これは地下の構造は二重壁にするとか、いろいろとそういうことで対応できますよと書いてございますけれども、やはりきちっと別にこれだけではないという説明も必要かなというふうに感じております。その辺は慎重によろしくお願ひしたいなと思っております。

○入野教育長 私どもとしては、まさに委員長のお話のとおり丁寧に進めないと、特に地元を中心に丁寧に意見を徴収して、可能な限り反映していくと。そして、軸足は令和9年度の開校と、こういったことは正にそのとおりです。これは、軸足でぶれないところであります。今、問題といたしますか、課題として出ているのは、先ほどからお話が出ており設置場所が西側ということで、東側若しくは道のこっち側は、農地法の法律の関係で難しいというということで、それについては、地元の理解は得られているというふうに思いますが、不安なところはやはりくぼ地であるとか、向きであるとか、そういった地形の問題であるのかなというふうに思っております。まずは、それが一つと、公民館がその地にはあると。その公民館の利用者側から反対という、私としては不安視する声ですね。これまでの利用度と利便性が失われるのではないかと、そのほか様々な御意見、不安な声があるというふうに思います。二つ目の公民館の利用制限といたしますか、ある程度制約されるのではないかとというふうなことは、これまでやっていないことですので、当然に地元の方は、利用者は不安にあると思います。先ほど課長が申し上げたとおり、全国では既に400例ほど公民館と小中学校の複合化の事例がございます。当然国も推奨して、非常にメリットが高いと、これからの時代にふさわしいと。複合化につきましては、公民館に限ったことではなくて、全国で35パーセント位伸びているらしいですけれども、直近で。そのほか、児童クラブの複合化とか介護施設、いろいろな複合化がございます。ですから、学校複合化、集約化する時に、公民館だけにこだわるのではなくて、公民館でも地域事情等を踏まえてメリットはありますよという事例が沢山あると思います。元に戻りますけれども、地元の方にとってはそういう状況が一切ないところでございますので、当然に不安視する声があると思います。先ほど課長が申し上げた埼玉県志木市に、私どもで職員が非常にメリットが高いということを見てきたわけなので、そういった関係資料、あるいはそういった事例をしっかりと5月24日、公民館利用者といたしますか、委員会の方々も、そして開校準備会の方も合同で説明をする機会がありますので、くぼ地の問題については、そのくぼ地の今設計をしている、検討しているメリット、そしてまたそれを踏まえてもやっぱり不安だという声があれば、別の方法もまたありますよというような、そういう意見交換を、平らな意見交換をやって、これをやるんだということではなくて、丁寧に24日は説明会をやりたいと。意見を踏まえてもう一度市に戻って、改めて検討をしていきたいとそういうふうに考えてございます。以上でございます。

○目黒委員 パブリックコメントにはなかったのですが、4月26日の質疑に通学バスの質問がございまして、これに関してお金が掛かるという質問であったのですが、お金よりも安全性だと思っております。土浦市として県土木事務所、警察等の連携とあるのですが、通学以外でも自転車で直接学校へ行くような、学校がない日でも学校を利用するのに、バス以外で行かれる児童生徒さんがいらっしゃると思うので、歩道橋であったりとか地下通路とか、354号線をおおつ野から渡る所が本当に危ないと思いますので、土浦市として警察、県土木事務所のほうに、何かしら今の時点で要望とか何かあれば、教えていただけたらと思います。

○入野教育長 354号線の危険箇所といえますか、事故も2件ほど発生しているというふうに聞いております。まさに目黒議員のお話のとおり、たとえバスをできるようになったとしても、自転車が五中の子供たちも含めてですけれども。今現在、県土木事務所あるいは県議会のほうにもきちんとそういうような、新治の周辺も含めてしっかりと要望活動をしているところでございます。先だって私も自ら土木事務所と掛け合っており、いろいろな要望をしてきたところであります。今後も、引き続き県議会等も含めて、要請、要望をしてまいりたいというふうに思いますので、議会のほうとしてもぜひ御尽力といえますか、御支援をお願いしたいと思います。

○目黒委員 おおつ野にトラックとか大型自動車の日野自動車ですか、工場か何か新しくできて、今後はそういったバスだのトラックだのが多く通るだろうということも聞いていますので、是非安全面のほうを、そちらの面も含めてよろしく願いいたします。

○下村委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 以上で提出された資料の説明は終了しました。本来は、長屋門について御説明いただきたかったのと、委員の皆さんの意見をまとめて取りまとめるというところですが、今日は委員の欠席者が多いということで、これは見送って、次回か機会があればそちらで審議したいと思います。それでは、その他何か執行部からありますか

(「特にございません」の声あり)

○下村委員長 委員の皆さんから執行部に、何かありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 以上で、教育委員会は終了します。お疲れ様でした。暫時休憩します。休憩後、保健福祉部とこども未来部を行います。再開は、10時50分とします。

【休憩】

(午前10時47分再開)

○下村委員長 少し早いですが、再開いたします。それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。今年度初めての委員会となりますので、保健福祉部から自己紹介をお願いいたします。

○塚本保健福祉部長 保健福祉部長の塚本です。3年目になります。今年度もどうぞよろしく願いいたします。

○福原社会福祉課長 社会福祉課長の福原と申します。今年で2年目となります。本年

も引き続きよろしく願いいたします。

○小池障害福祉課長 障害福祉課長の小池と申します。今年で2年目となります。本年も引き続きよろしく願いいたします。

○塚本高齢福祉課長 高齢福祉課長の塚本と申します。2年目となります。昨年度に引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

○刈山国保年金課長 国保年金課長の刈山と申します。課長職を初めて請け負いました。どうぞよろしく願いいたします。

○水田健康増進課長 健康増進課長の水田でございます。健康増進課2年目となります。よろしく願いいたします。

○加藤こども未来部長 こども未来部の加藤です。今年度で2年目となります。精一杯頑張りますので、よろしく願いします。

○菊田こども政策課長 こども政策課長の菊田でございます。今年2年目です。どうぞよろしく願いいたします。

○佐藤こども包括支援課長 こども包括支援課佐藤です。初めての課長になります。よろしく願いいたします。

○野中保育課長 保育課長の野中と申します。今年度で2年目となります。よろしく願いいたします。

○下村委員長 つぎに、委員から自己紹介ですが、まず、福田委員、鈴木委員、塚原委員、田子委員の4名の委員が本日欠席しております。出席している委員として、私から自己紹介をさせていただきます。委員長の下村です。よろしく願いいたします。

○奥谷副委員長 副委員長の奥谷崇でございます。どうぞよろしく願いします。

○目黒委員 委員の目黒でございます。よろしく願いします。

○矢口委員 同じく委員の矢口勝雄でございます。よろしく願いいたします。

○下村委員長 では、今回説明する担当以外は御退席して結構でございます。よろしく願いします。

【執行部退席】

○下村委員長 さきに、保健福祉部から行います。まず、議案関係から。資料は、文教厚生委員会、令和4年、5月11日開催、保健福祉部をお願いします。新型コロナウイルスワクチン接種事業、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の補正予算案について執行部より説明願います。

○水田健康増進課長 資料①、令和4年度土浦市一般会計補正予算第2回案、新型コロナウイルスワクチン接種事業、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業について御説明させていただきます。はじめに、補正の理由でございます。国の方針に基づきまして、新型コロナウイルスワクチン3回目の接種の対象年齢が、18歳以上から12歳以上に引き下げられたことに伴いまして、12歳から17歳までの方の3回目の接種を実施いたします。くわえて、4回目の接種を実施するために必要な接種体制の確保と、接種に係る費用について、予算の補正をお願いするものでございます。また、令和2年度のコロナワクチン接種開始時期におきまして、医療従事者の接種を想定して予算を確保してい

た接種費用につきまして、令和2年度中の執行、支出がなかったことから、国に申請をして、令和2年度に歳入をしておりました国庫負担金について、全額を返還するため合わせて予算の補正をお願いするものです。2番事業の概要でございます。(1)接種事業につきましては、ただ今御説明を申し上げたとおり、12歳から17歳の方の3回目の接種、3回目接種を終えられた方の4回目接種を実施するための費用を補正するものでございます。(2)接種体制確保事業につきましても同様に、12歳以上17歳以下の3回目の接種、3回目の接種を終えられた方の4回目接種を実施するための、体制確保するための費用をお願いするものものでございます。接種費用につきましては国庫負担金、接種体制確保事業につきましては国庫補助金が、10分の10充当されるものでございます。3番の補正予算額でございます。はじめに、接種事業につきましては、歳出を先に御覧いただければと思いますので、2ページ目をお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費において、今回接種委託料としまして、1億8,924万2,000円を増額するもの。合わせて令和2年度の国庫負担金を返還するための444万1,000円。合わせて1億9,368万3,000円を増額するものでございます。1ページ目の下にお戻りいただきまして、その財源でございますが、接種に係る負担金につきましては、10分の10である1億8,924万2,000円の国の負担金が入ります。返還金につきましては、財政調整基金繰入金を充てるものでございます。2ページ目にお戻りいただきまして、接種体制の確保事業でございます。一番下の歳出を御覧ください。予算につきましては、同様に2目予防費でございます。需用費から委託料の需用費につきましては、紙の購入代、消耗品費、印刷製本費。役務費につきましては、郵送料などの通信運搬費。委託料につきましては、予防接種のシステムの改修が必要になってまいりますので、その部分につきまして増額をお願いするものでございます。今回、増額させていただく金額につきましては、歳入歳出同額の3,500万9,000円となるものでございます。説明につきましては、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**目黒委員** 3回目接種の進捗状況と4回目接種に対して、今後のイオンだったりとか体規模接種会場が、どのような接種の体制になるのか分かる範囲で教えていただけたらと思います。

○**水田健康増進課長** 12歳から17歳の接種につきましては、4月下旬から接種が始まってございます。また、4回目の接種につきましては、ただ今準備を進めているところでございまして、国のほうでは5月下旬から接種ができるように準備を整えるようにという通知が来ているところでございます。3回目接種から5か月を経過した方に対して接種を実施してまいりますので、まず医療従事者のほうで60歳を超えている方に対しての接種が始めていくものと考えてございます。60歳以上の高齢者の方に対しては5か月の間隔となりますので、おおむね7月上旬から接種が始まると考えてございます。以上でございます。

○**目黒委員** まだ3回目のほうも今後続くということで、接種会場の運営等は引き続き現状なしということでよろしいのですよね。今、医療従事者も60歳以上ということ

今お聞きしたのですけれども、市独自で医療従事者とかそういうお考えはないでしょうか。

○水田健康増進課長 医療従事者を対象にした3回目の接種につきましても、各医療機関のほうで接種ができる体制が整ってございますので、医療従事者の方は、基本的には自院接種を推奨しているところでございます。その御案内は、これから医療関係者の方に通知を差し上げるところでございます。ちなみに、3回目の接種で12歳から17歳の方についての接種率でございますが、12歳から14歳の方に対しては現在5.7パーセント、15歳から17歳の方に対しては7.7パーセントが現状での接種率となっております。これからも4回目の接種に向けて使われるワクチンの種類でございますが、モデルナの割合がまだ高い、おおむね8割がモデルナ、2割がファイザーというかたちで、国から指示されていますので、その配分でまいりますと、やはり4回目の接種も、基本的にはモデルナを中心に接種していくとかたちで、現在は考えてございます。以上でございます。

○目黒委員 12歳から17歳の接種率が進まないというのは、ワクチンが、モデルナが多いということも考えられるのでしょうか。

○水田健康増進課長 12歳から17歳の方への接種については、基本的にはファイザーを使ってまいりますので、先週の土日からイオンの集団接種会場もモデルナからファイザーに切替えをいたしまして、接種を進めてございます。土日の午前60名、午後60名で接種の体制をつくっておりますけれども、おおむね半分が10代の方の接種となっております。親御さんと一緒に来ていただいている現状でございます。

○下村委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 つぎに、予防費関係新型コロナウイルス感染症対策事業の補正予算案について執行部より説明願います。

○水田健康増進課長 予防費関係新型コロナウイルス感染症対策事業の補正予算案につきまして、説明をさせていただきたいと存じます。資料②をお願いいたします。既に御案内のとおり、昨年9月からコロナウイルスに感染した方で自宅療養をされている方に対しては、食料等の支援を実施しているところでございます。今年に入りまして、第6波の猛威を振るっているなかで、1日最大57の方に対して食料等を既に配送をしている状況でございます。大分このところは配送数も減ってきておりますが、後ほど御説明させていただきますが、未だに1週間平均で17人位の方には、1日当たり配送しているような状態です。そのようなことから引き続き食料等支援ができるよう、予算の補正をお願いするものでございます。2番の事業の概要を御覧ください。支援対象者でございますが、市内在住で自宅療養を指示された方、またその指示をされた方の同居の御家族で支援を希望される方。支援の内容につきましては、食料3日分を必要となる衛生用品と一緒に配送しているものでございます。配送方法につきましては、市職員が対象者宅に配送しているものです。今回、予算の要求をしているものについては、5月から12月までの予算が要求している内容となっております。3番の補正予算額を

御覧ください。12月までの配送、1日当たり20食を基本としまして、予算歳出でございますが、2目予防費906万円を要求させていただいているものでございます。歳入を御覧ください。今回、財源としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用させていただきまして、歳出で要求している8割を、現状としては充てさせていただきまして、1節保健衛生費交付金724万8,000円。残りの一般財源としまして、財政調整基金繰入金181万2,000円を要求させていただくものでございます。説明につきましては、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**奥谷副委員長** 保健所から感染を確認された方には、漏れなくこういう制度がありますよとは、ちゃんとお伝えはさせていただいているという認識でよろしいでしょうか。

○**水田健康増進課長** 土浦保健所で各医療機関のほうから陽性者の届出があった方に対して、保健所から土浦市でこういう食料の提供をしているという御案内はさせていただいております。また、9月当初から県のほうでも予算を確保させていただいて、食料支援はさせていただいているところですが、どちらかという県で配送するよりも我々の方が早くお届けしているという現状から、市にお問い合わせいただくケースが増えているというのが現状でございます。我々としては、3日分の提供となっておりますので、それ以上の療養が必要な方に対しては、2回目の配送というのも行っているのが現状です。県では、ネット環境で、例えばコープさんですとか、配送が整っている方に対してはそちらを御利用くださいという御案内をしているので、なかなか通常食料の配送をさせていただいていない方に対しては、なかなかそこが使いづらいということで、土浦市を依存される方が沢山いらっしゃるというのが現状でございます。

○**奥谷副委員長** 引き続き必要な方がちゃんと支援が受けられるという体制を、しっかりと取っていただくようにお願いします。

○**目黒委員** 市民の方から質問といいますか、御意見がございまして、感染者は一人、二人で、その方はたまたま家族が多い方だったのですけれども、同居の家族でたとえ濃厚接触者であっても、現状で大分緩和されてきていますので、そういった方に買物を頼めるのではないですかというような対応があったということで、結局そういう支援が受けられなかったという方もいらっしゃいました。事前にそういったことが説明といいますか、ホームページだったりとかヒヤリングをしている段階で、うまく説明のほうとか、やっていただいていると思うのですが、今後の課題とか現状を教えてくださいと、思います。

○**水田健康増進課長** 土浦保健所では、濃厚接触者が御家族にいる場合には、食料の提供はその方が買物に出られるということで、提供はしていないという御案内をしていると聞いております。我々もその方針を基準としてはやらせていただいておりますけれども、それでもやはり買物に出られないというお話を伺った場合には、濃厚接触者がいる家庭にも食料の支援はさせていただいております。そこで濃厚接触者でも買物に行けるのです、感染対策をしていただければとお話をさせていただくと、大丈夫なのですねということで、食料支援は要請されない方もいらっしゃるかと担当からは聞いておりますので、

その辺は丁寧な対応をしていきたいと考えてございます。

○**下村委員長** ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** 専決処分等の報告関係に移ります。土浦市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について執行部より説明願います。

○**刈山国保年金課長** 報告第7号、土浦市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について説明いたします。資料③をお願いいたします。1番の改正理由でございますが、本件につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が、本年3月31日に公布、4月1日より施行されたことに伴い、改正法に合わせて本条例を一部改正して4月1日に施行する必要がありましたことから、専決処分を行ったものでございます。2番の改正の概要でございますが、課税限度額の引上げでございます。基礎課税額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額を19万円から20万円にそれぞれ引き上げるもので、課税限度額の総額は99万円から102万円に引き上げとなります。なお、介護納付金課税額は17万円のまま変更はございません。3番の新旧対照表でございます。第3条第2項及び3項、資料の次ページに移りまして、第22条第1項の限度額を改正しているものでございます。4番の施行日等でございますが、本条例は、令和4年4月1日から施行することとし、改正後の規定については、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度以前の年度分の国民健康保険税については、従前の例によることとするものでございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** その他に移ります。子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）の給付状況等について執行部より説明願います。

○**福原社会福祉課長** サイドボックス資料④をお願いいたします。子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）の給付状況等について御説明申し上げます。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対しまして、速やかに生活、暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり10万円を支給する、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の本市の給付状況、令和4年3月末につきまして御報告をさせていただきます。まず、給付対象世帯でございます。こちらは、二つございまして、1点目が住民税非課税世帯でございます。こちらは、令和3年12月10日基準日におきまして、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯。2点目が家計急変世帯でございます。こちらは、住民税非課税世帯のほかに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、令和3年1月以降申請日の属する月までの家計が急変し、同一世帯に属するもの全員が令和3年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められた世帯となっております。つづきまして、申請期間でございます。こちらは、令和4年1月28日から同年9月30日までとなっております。つづきまして、給付状況ござい

ます。こちらは、令和3年度末の数字でございます。まず、非課税世帯、こちらから確認書及び申請書を送らせていただいた件数でございますが、1万6,288世帯となっております。給付世帯数でございますが、1万3,421世帯。給付金額は、13億4,210万円でございます。給付率につきましては、82.4パーセントとなっております。2点目の家計急変世帯。こちらは、当初見込みとしまして、3,000世帯を見込んでおりました。こちらの給付世帯数でございますが、69世帯。給付金額につきましては、690万円となっております。合計でございますが、給付世帯数は1万3,490世帯。給付金額といたしましては、13億4,900万円となっております。説明につきましては、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**目黒委員** 非課税世帯の給付率は、82.4パーセントということなのですが、こちらは一人暮らしの高齢者の方とか、施設に入っている方が、給付を受けていないとかそういったことは考えられるでしょうか。

○**福原社会福祉課長** こちらにつきましては、令和4年度新たに非課税世帯に対する給付事業が行われる予定になっておりますので、そちらの事業を行う時に合わせて3年度の事業につきましても、勸奨をしていきたいというふうに考えております。説明は以上です。

○**矢口委員** 正直、以外に数字が少なかったなというのが感想です。いただけるものだから、皆さんもれなくもらうのかなと思っていたのですが。特に家計急変世帯の見込み3,000に対して69というのは非常に少なく、あくまでも見込みなのでこれがどうだということは決してないのですけれども。見方として、家計急変した世帯が、実際には執行部で考えていた世帯数ほどいかなかったというふうに考えていいのかどうか。ちょっと難しい質問だと思うのですが、お答えいただけたらと思います。

○**福原社会福祉課長** 確かに当初予定を3,000世帯と見込んでおりましたが、確かにこの数字は多少過大評価というか、多い数字ではあるかと思えます。実際に、他市の状況等を見ますと、同じ位の数字しか上がっていないというような状況でございまして、基本的にこの家計急変世帯の申請率が、余りにも低いよというところを踏まえまして、今回政府でコロナ禍における原油価格、物価高騰等総合緊急対策ということで、そちらの家計急変世帯が少ないよということで、3年中に収入が激変してしまった、非課税になってしまった方に対しまして、新たな事業というか追加事業というかたちで、10万円をプッシュ型で支給をするというような政策が、6月若しくは7月位から始まるという運びとなっておりますので、そちらで3年中に収入が急変した方については、対処していけるのかなというふうに考えてございます。説明は以上です。

○**矢口委員** もう1度確認です。結果的に、令和3年度の申告が確定した時点で、いずれにせよ住民税非課税になったということが分かるので、その世帯に対してこれから手当をしていけばいいということなのですね。

○**福原社会福祉課長** 政府は、3年中に収入が減ってしまった方は、4年度の課税に反映されますので、4年度に非課税になった方については、追加で10万円を支給すると

いう制度を、今後進めるよということになっておりますので、その部分についてはそれで対処するという考えになっているかと思えます。以上です。

○**下村委員長** この非課税世帯の1万6,288世帯を予想して、給付世帯が1万3,421世帯。約2,860世帯が申請していないからもらっていないのですけれども、なぜこんなことが起きているのかを、先ほど目黒委員もお話してくれたと思うのですが、なぜこういう状況になっているのかを調べているのでしょうか。

○**福原社会福祉課長** こちらの数字は、あくまでも3年度支給をした実績ですので、実際に4月にも申請が出ておりますので、これプラス1,000以上は申請が上がってきていますので、申請をいただいていないものが1,500位の数字なのかなど、現在です。そのうち、731世帯につきましては、本市で課税データがない方として、恐らく非課税であろうということで申請書を送らせていただきまして、課税のデータ、当時の市町村で非課税証明書等取ってもらうのですけれども、そちらを添付して申請していただく方になっていきますので、もしかしたらその方が課税者であった若しくは課税者の扶養に入っていたという可能性もありますので、必ずしも全部で100パーセントになるということではございませんので、多少実際に申請を送らせていただいた数字よりは給付率は下がるのではないかと考えております。以上です。

○**下村委員長** 結局調べていたということで。ありがとうございます。ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、令和4年度第37回土浦市健康まつり案について執行部より説明願います。

○**水田健康増進課長** つづきまして、資料⑤令和4年度第37回土浦市健康まつり案についてを御覧いただければと存じます。土浦市健康まつりにつきましては、過去2年間中止とさせていただいております、3年ぶりの開催となるものでございます。その目的につきましては、市民、行政関係機関の協働により、市民一人ひとりが自ら健康づくりに取り組むことができるよう、健康への意識を高め、また実践を促進するための普及啓発を行うことで、健康で明るいまちづくりの推進を目指すことを目的としております。開催テーマにつきましては、土浦21計画の基本理念でございます、笑顔があふれる健康なまち土浦とさせていただいているところでございます。日時は、来月6月25日の土曜日、時間につきましては、10時から15時で予定しているものでございます。会場につきましては、既に委員の皆様には御説明させていただいておりますとおり、霞ヶ浦医療センターが使えなくなるということを考えまして、イオンモール土浦さんに打診をさせていただいて、6月25日が全館で使える日程ですと御案内をいただいたことから、イオンモールさんと調整をさせていただいて、日時、場所とさせていただくものでございます。主催は、土浦市健康まつり実行委員会、土浦市となりまして、後援は一般社団法人土浦市医師会ほかとなっております。7番の内容につきましては、現在も最終的に詰めているなかではございますが、保健事業、福祉事業、啓発事業、その他といたしまして、四つの柱で構成させていただいております。保健事業につきましては、医療、

健康相談、体脂肪測定、肌年齢、血管年齢測定など。福祉事業につきましては、体力測定と介護予防相談、福祉の店の展開、親子の遊びコーナーなどを設置する予定でございます。啓発事業につきましては、食育の啓発、土浦市保健所による薬物乱用予防啓発、日赤や献血の啓発、献血につきましては、当日献血者を用意させていただく予定でございます。その他といたしまして、健康まつりを盛り上げていただくために、ブローチ、は一バリウム作成やフリースケート体験会などを予定しているものでございます。本日午後に実行委員会が予定されておりまして、下村委員長と奥谷副委員長には委員として出席していただく予定でございます。よろしく願いいたします。なお、6月25日の当日でございますが、各委員の皆様には足をお運びいただければと存じます。説明につきましては、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**目黒委員** 会場は、花火の広場ですかね、エスカレーターを昇っていく手前。あと、2階、3階とあるのは、同じくエスカレーターを昇っていった先の、ちょっとした広いスペースで行われるのでしょうか。

○**水田健康増進課長** 目黒委員のおっしゃるとおり、ノジマ電気の前の花火広場、それから反対側の食料品が売っている近くの桜広場、その間にエスカレーター等がある空いたスペースいろいろな展示をされているところがあると思いますけれども、そういうスペースを1階で利用させていただきまして、2階と3階につきましては、吹抜けの間にある各ブリッジで展示の可能な部分を使わせていただいて、全館で実施をさせていただく予定でございます。合わせて6月25日はコロナワクチンの接種も実施してございます。また、夏の参議院選挙の日程が7月10日になりますと、6月25日が期日前の初日となりますので、当日はイオン土浦が土浦市一色になるのかなと考えてございます。そのようなかたちになりますので、感染対策は万全に取りながら、進めさせていただきたいと考えてございます。説明は以上でございます。

○**下村委員長** ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、新型コロナウイルス感染状況及びワクチン接種状況について執行部より説明願います。

○**水田健康増進課長** つづきまして、新型コロナウイルス感染状況及びワクチン接種状況について御報告をさせていただきたいと思っております。資料⑥をお願いします。はじめに、1ページ目に現在の感染状況をグラフにまとめさせていただいております。第6波が発生した時から、現在4月28日までの状況について青い棒グラフと黒の折線グラフについては県についての状況、赤い棒グラフと黄色の折線グラフについては土浦市の状況を、表しているものでございます。おおむね同じような形を取っておりますが、特に折線グラフは茨城県も土浦市も同様の状況が伺われるところでございまして、4月末に向かって大分落ち着きを見せているところでございます。2ページをお願いいたします。上の棒グラフにつきましては、左側が第5波の年代別感染者を表したものでございます。右側が第6波、年明けから4月末までの年代別の感染者の状況でございます。感染者につ

いて、1.2倍ほどの違いがございますけれども、この表で見取れるのは、高齢者についてはそれほど率について増減がないのに対して、20歳未満の方は第5波の時には20パーセント強の割合だったものが、第6波になりまして35パーセント弱と、20歳未満の方の感染拡大が見取れるところでございます。2番目といたしまして、新型コロナウイルス感染者への食料支援の実施状況でございます。こちら4月末、4月28日現在の数字を表記させていただいておりますけれども、配付件数が1,306件。1日当たり平均で17.41件。以前、3月の定例会の時に、お示しさせていただいた時には、20件を超える配送数でしたけれども、少しこちらも落ち着きを見せているところでございます。5月に入りまして、配送数が1桁台の日にも出てきておりますので、感染者数が減少していけばこちらも落ち着いてくるのかなと考えてございます。3ページをお願いいたします。3、新型コロナワクチン接種状況等についてでございます。こちらにつきましても、4月28日現在の数字で表させていただいております。全人口に対しての3回目の接種は、50パーセント、2分の1を超えています。65歳以上につきましては、85パーセントを超えている状況でございます。ちなみに昨日の5月10日集計ですので、5月9日現在の数字につきましては、3回目の接種率53.1パーセント、65歳以上の接種率が86.9パーセントということで、5月に入ってから接種率はわずかながらではございますが、伸びている状況でございます。(2)は、5月の接種会場につきまして、お示しをさせていただいているところでございます。つづいて、4ページをお願いいたします。4回目接種につきましては、その対象者を(ア)60歳以上の方、(イ)18歳以上60歳未満の方で基礎疾患を有する方、その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めた方に、4回目接種をしていきたいと考えてございます。接種回数につきましては1回。接種間隔につきましては、3回目接種から5か月以上。実施期間につきましては、これまでどおり9月末。ワクチンにつきましては、こちらこれまでどおりファイザー社ワクチンとモデルナ社ワクチン。時期につきましては、5月末から始められるように体制を準備しているところでございます。こちらにつきましては、国からゴーサインが出次第、始められるように準備を整えているところでございます。説明は以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**奥谷副委員長** 1点だけ教えてください。1番最後の4回目接種の件なのですけれども、私は4回目は3回目までと同じように、受けられる人はみんな受けろというようなイメージを持っていたのですが、この御説明を聞くとアとイの対象者ということになっているのですけれども、私なんかは50代ですけれどもここには該当しないということで、受けなくてもよい、受けられない、どういう範ちゅうに入るのか教えていただければと思うのですが、お願いします。

○**水田健康増進課長** 現状で国が示しているのがこのようなかたちとなっております、接種時期につきましても9月末というタイミングでしか、まだ示されていない状況でございますが、こちらの対象者につきましては、広がるのかなと考えてございます。現在は5歳以上の方を対象にしておりますけれども、この18歳以上というのが3回目と同

様に、一旦12歳以上に引き下がるのかなというふうに考えているのと、基礎疾患の有無なしに広がっていくというのも想定して考えているものでございますけれども。9月末という時期についても、これから延びるのなかということも想定しながら準備をしていかなければならないと思っておりますけれども、国からそういう情報を流していただくのが、専門部会や専門部会を経た厚生労働省からの発表に基づいて我々も動いてございますので、国からの指示待ちという段階でございます。広がるものを前提として考えているというのが対策室での考えでございます。

○**奥谷副委員長** 今後、私も国からの情報をよく見ておこうかなと思うのですが、今現在では、仮に問い合わせがあった場合に、私位の年代の人間は、今は国の推奨の中には入っていないよ、という説明で間違いはないのかというあたりを教えてくださいか。

○**水田健康増進課長** 副委員長のお見込みのとおりでございます。この対象者以外の方からお問い合わせをいただいた場合には、現状では接種の対象者ではないというお答えをするのと、基礎疾患を有する方というのは、これもどういう方が対象になるのかというのは国のほうから示されているのですけれども、我々で判断ができるものではありませんので、そちらは御本人とかかりつけ医のお医者さん、プラスアルファで今回の感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めた方ということで、非常にまいなところが示されておりまして、そういう判断を医師がされた方に対しては、我々は接種券をお送りして、接種の機会を提供していくというふうに考えておりますので、その部分がもう少し明確になっていうふうには考えてございます。

○**下村委員長** 水田課長、新型コロナワクチン接種に関するお知らせについて続けて説明をお願いします。

○**水田健康増進課長** つづきまして、資料⑦を御覧いただければと思います。ただ今、おおむね説明をさせていただきましたけれども、そのような内容について5月17日に5月中旬号の広報紙が配布され始めます。発行日になってございます。それに合わせて、市民の皆様への周知のチラシを、今回提供させていただいたものでございます。こちらを御覧いただければと思います。よろしく願いいたします。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、こども未来部に移ります。資料は、文教厚生委員会、令和4年、5月11日開催、こども未来部をお願いいたします。議案関係から。マタニティタクシー利用料金助成事業、新型コロナウイルス感染症対策事業の補正予算案について執行部より説明願います。

○**菊田こども政策課長** 資料①をお願いいたします。令和4年土浦市一般会計補正予算第2回についてマタニティタクシー利用料金助成事業、新型コロナウイルス感染症対策事業でございます。1番の補正の理由については、令和2年9月議会の補正予算で、新型コロナウイルス感染症対策事業として、マタニティタクシー利用料金助成事業、これは妊婦検診等で利用するタクシー乗車料金の一部助成でございますが、これを開始して、

令和3年度まで、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を活用して実施していましたが、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金の充当が今年度も見込まれるため、歳出額の変更はありませんが、歳入の財源更正を行うものです。2番の事業の詳細については、(1)事業内容は、妊婦が健診の受診等で移動する際に、公共交通機関等の利用を避けて移動できるよう、タクシー利用の助成となるチケットを配布し、経済的負担も軽減するものです。(2)対象者は母子健康手帳の交付を受けた妊婦です。(3)チケットの交付枚数は妊婦1人につき1枚500円のチケットを20枚、合計1万円分ですが、有効期間は母子手帳交付日より1年間です。(4)助成額は、1人あたり総額1万円で、乗車料金に応じて、チケットを複数枚使用できます。3番の補正予算額は、歳入について、第16款国庫支出金、第4項国庫交付金、第2目民生費国庫交付金、第2節児童福祉費交付金で、児童福祉対策費新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当額96万円で、歳出の補正はなく、財源更正のみを行います。この当初予算額120万円に対しての96万円の充当でございます。説明は、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** このプラスアルファの話なのですが、マタニティタクシーは妊婦さんを対象にしているのですが、子供さんが生まれた後も行くわけですよ。そこら辺のことにしても、有効期間があるうちは券が使えたりするのかな。そこら辺を少しお聞きしたいのですけれども。有効期間というのは、このタクシー利用券。途中でお子さんが生まれたと。妊婦さんというのは、どういう考え方をしたらいいのかな。

○**菊田こども政策課長** この有効期限は、母子健康手帳交付日から1年間ということで、その間はお子さんが生まれた後も使えるということ。

○**下村委員長** お子さんが生まれた後も使える。

○**菊田こども政策課長** はい、その1年間だけになってしまいますけれども。

○**下村委員長** そうしたら、産前産後になる可能性は強いのだよね。母子健康手帳というのかな、これが発行されるということは、お医者さんに行って、妊娠していますよ、と手続きをとると発行されると。生まれますよね。その後というのは、10か月ではないわけだね。何か月かは分からないけれども、1年間使えるから少しは使えるのですけれども、もうちょっと子供さんが0歳の間だけはずっと面倒を見てあげるとか、いろいろな予防接種をいっぱいしなくてはいけないわけですから、1年間の間に。お母さんが予防接種のためにお子さんを連れて、1年間で受けなくてはいけないものがいっぱいあると思うのですよね。その間も使えるようにならないのかなと、そういうプラスアルファを考えていったらいいのかなという要望みたいな話ですが、これは部長が発案したのだから、部長の意見があったらよろしくお願いします。

○**加藤こども未来部長** 委員長がおっしゃるように、母子健康手帳は妊娠が分かって、ある程度兆候があって、産婦人科さんに行って、始めて妊娠が判明するということなので、ゼロではないので、2か月とか3か月位で大体行かれる方が多いかなと。そこから、母子健康手帳を交付に来ていただいてから1年間なので、多分生まれてから2、3か月

位は余分にあつたりする。あとは、最近では早産の方が増えてきているので、早く生まれてしまった方は1年間交付があるので、生まれてからある程度使えるというのがあります。そういう現状になっております。おっしゃるように、予防接種とかそういうのもうちょっと広げたらいいのではないかとお話しなのですが、確かにそういう話もあると思うので、考えてみたいと思います。今年度の券については、今までは初乗り運賃しか駄目だったものを、何回でも使えますよという500円券にして変えたので、1回この状況を見ながら、生まれて0歳位まではどうだろうということを検証させていただければと思います。ちなみに、令和2年度から始まったこの事業なのですが、令和2年度の10月から始まって、10月から令和3年3月までの2年度の半年分で、延べ72人の方が利用していたのが、令和3年度は1年間で206人まで増加しております。今度の令和4年度は、もうちょっと利用しやすいように券を変えましたので、今年度は増える予定が見越せるかなと思います。その辺の状況も踏まえながら、検討させていただけたらと思います。

○**下村委員長** 子育てに関しては、もっと充実した支援が必要なのかなと感じておりますし、土浦市に住居がある方が幸せでない駄目なのだろうという考え方からいけば、転入して来られる方、転入を勧めるというよりも、今住んでいる方が幸せを感じないと駄目なのだろうと。そういったことからいけば、当然マタニティタクシー利用料金の助成は素晴らしい発案なので、まだまだ利用する人が増えるのかなと思いますので、もっと充実をできるようにお願いいたします。つぎに、子ども食堂臨時代替事業（新型コロナウイルス感染症対策事業）の補正予算案について執行部より説明願います。

○**菊田こども政策課長** 資料②をお願いします。子ども食堂臨時代替事業（新型コロナウイルス感染症対策事業）でございます。1の補正の理由は、子ども食堂においては、生活困窮世帯の子供を対象に、寄付や自主財源で無料または定額での食事の提供と居場所づくりを実施しておりますが、新型コロナウイルス感染症の対策として、集団での食事の提供からお弁当の配布に変更をされて、感染対策に係る消耗品やテイクアウト用の消耗品の負担が増加していることから、感染対策に係る消耗品を支給し、子ども食堂の運営に係る経済的負担軽減を図り、安定的に運営できるよう、増額補正をお願いするものです。2の事業の詳細について、(1)事業内容は、子ども食堂に対し、テイクアウトに必要な消耗品、感染予防消耗品を配布します。(2)対象者は、市内子ども食堂8カ所です。(3)配付予定物品は、テイクアウト用消耗品としてお弁当持ち帰り用パックなどを10か月分、開催時感染予防用消耗品としてマスク、手指消毒液などを10か月分です。10か月分というのは、臨時議会で議決をいただいた後の6月から来年3月までの10か月分ということでございます。3の補正予算額は、歳入については、第16款国庫支出金、第4項国庫交付金、第2目民生費国庫交付金、第2節児童福祉費交付金で、児童福祉対策費新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金43万2,000円で、歳出については、第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童福祉対策費、第11節需用費の消耗品費で54万円でございます。説明は以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○目黒委員 配布予定物品ですけれども、まずパック等はあらかじめそのままこれすと渡されるのか、それともいくつか示されて、これが欲しいですと希望を取っていただけるのかということと、場所によってお弁当の数とかも違ってくると思うのですけれども、個数なんか希望を取ってあらかじめ連絡いただいて、大体いくつ位毎回出るので、これくらいでお願いしますというような対応になるのでしょうか。

○菊田こども政策課長 まず、お弁当のパックについてですが、希望を取るのか、それとも、そうでなく全部同じものかということなのですけれども、購入における金額が、一括で購入すれば安くなるとございまして、みな同じものということで対応させていただきたいと考えております。それと、数につきましては、今年の2月から3月に土浦食のまちづくり推進協議会からツェッペリンカレーを、各子ども食堂へ無償提供した際の数量を参考に、今回は予算立てをしております。なので、その程度の数を配付することで考えております。例えば、最低でも1か月で100くらい。実績によって、多いところでは200とか300とかございすけれども、その実績に応じた数での配付を考えております。毎月100を10か月分とか、200のところもあるでしょうから200を10か月分。そういったかたちで考えております。

○目黒委員 以前も社協主催で、各子ども食堂の代表者が集まったのでありますが、時間が短いのであれなのですけれども、もし可能ならばそういった方を一回集めていただいて、希望、意見を伺うのも一つの手かなというふうに思ったりもしたので、ちょっと期間が短いのですけれども、今後もやるにあたって、そういうことも是非御検討いただければと思います。以上です。

○奥谷副委員長 先週、ちょうど六中地区の子ども食堂、弁当配布をやっている団体の総会に出たのですね。その中では、今年度動き出すにあたって、少ない予算の中でやりくりをされているのですけれども、既に食器関係の予算組みをやっているのですね。ですので、もしこういうことがあるのであれば、なるべく早めにそういう団体には御連絡をしていただいて、買っちゃったよということがないように、そのあたりの連絡をしていただけると、議会で決まってからという話にはあると思うのですけれども、せっかく少ない寄付金とかのなかでやりくりをしているものですから、そういったある意味無駄になるようなことがないように、御配慮いただければいいと思いますので、よろしくお願いします。

○下村委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 その他に移ります。令和3年度の新型コロナウイルス感染症関係臨時特別給付金支給事業の実績について執行部より説明願います。

○菊田こども政策課長 資料③をお願いします。令和3年度の新型コロナウイルス感染症関係臨時特別給付金支給事業の実績についてでございます。令和3年度においては、臨時特別給付金支給につきまして、国、県、市によるもの合わせて5本給付金を支給しております。(1)の給付金全体のところでございすけれども、順に御説明させていただきます。①低所得のひとり親世帯に対しての給付金ですけれども、児童1人当たり5

万円です。対象者は、令和3年4月分の児童扶養手当受給者や家計が急変して児童扶養手当相当の所得状態となった方も含みます。基本的には、18歳までの対応でございます。国で10分の10補助がございまして、4月7日に専決処分で予算措置をして、1,852人、9,260万円支給しております。②低所得のその他世帯でございますけれども、①はひとり親世帯ですが、②はひとり親世帯同等の低所得のふたり親の世帯でございます。こちら、支給額は、児童1人あたり5万円です。対象者としては、令和3年4月分の児童手当などの受給者で、住民税の均等割が非課税の方・また、家計急変で住民税が非課税相当の所得状態となった方も含みます。こちら、基本的には18歳までの対応でございます。国で10分の10補助で、6月議会で補正をしております。1,616人、8,080万円支給しております。③子育て世帯への臨時特別給付金。これは、12月に一括支給したものでございますけれども、18歳までの子に、1人あたり10万円の支給で、対象者としては、9月分の児童手当受給者と高校生だけの世帯の場合には9月30日現在の保護者。9月分の児童手当とか、9月30日時点と区切られてしまったために、その後に離婚をして給付金を受け取れなかったという方も含まれます。こちら、18歳まで対応で、国で10分の10補助でございます。予算措置は、12月議会及び12月20日の専決処分措置しまして、1万8,918人で18億9,180万円支給しております。なお3月末の出生ですとか、離婚等の事由により給付金を受け取れない方の分につきましては、申請期限を4月28日までとし、一部繰り越して執行しております。④の子育て世帯への臨時特別給付金（特例給付分）でございますけれども、こちらは③の国の臨時特別給付金において、所得制限のために受給できなかった方に、国の創生交付金を活用して、市独自に支給をしたものでございます。こちらは、1,347人、1億3,470万円の支給をしております。1月臨時会での補正です。申請期限を4月28日までとして、一部を繰り越して執行しております。⑤の低所得のひとり親世帯に対する給付金につきましては、県が地方創生交付金を活用して児童1人あたり5万円を支給するという制度を設けまして、そこに市も地方創生交付金を活用して児童1人あたり1万円を上乗せして、児童1人あたり合計6万円を支給したものでございます。事務費や県事業費分につきましては県の10分の10補助でございます。1月の臨時会で補正をしまして、申請期限を4月28日までとして、一部を繰り越して執行しております。これらの給付金につきましては、いずれも精算は令和4年度に行いますが、基本的には、令和5年3月議会での補正予算で対応するのですが、③の子育て世帯への臨時特別給付金、10万円給付のものにつきましては、令和4年8月26日に返還額が確定し、90日以内に返還ということで、9月議会で返還分の増額補正を行い、11月下旬に返還する予定でございます。恐らく金額が大きいので、国でも早めの返還を求めているのだと思います。説明は以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」の声あり）

○**下村委員長** 以上で、提出された資料の説明は終了しました。その他何か執行部からありますか。

○塚本保健福祉部長 戻っていただきまして、保健福祉部の資料⑥と⑦。⑥は感染の状況、⑦のワクチンの広報紙に添付しているチラシについてありますが、この二つについて明後日の全員協議会の時に、保健福祉部長から報告をさせていただきます。全議員の皆様には⑥を中心にお話をしてしまって、チラシとっている⑦の説明は、先ほどの健康増進課長のような簡潔な、後で御覧いただきたいというような内容で終わってしまうと思うのですが、所管の委員の皆さんには、もう一度資料⑦を開いていただいて、よろしいでしょうか。新型コロナワクチン接種に関するお知らせというなかで、お話は対象者の②の部分、3回目の接種から5か月以上が経過した、18歳以上で基礎疾患がある方などについての申込方法のところを御覧いただいて、対象者②の方は後日送付する案内ハガキに従い、接種券発行の申請を行ってくださいということです。当然60歳以上の方については従来どおり接種券が届きます。基礎疾患のある59歳以下の方はどうなるかということ、今お話したとおり市民全員にハガキを出しますので、そのハガキの内容をよく読んでいただければ、接種券は手元にないのだなど。接種券を申込むために、ネットで申込むようなかたちにさせていただこうと思っております。ですので、そのハガキが全員に、59歳以下から18歳までの方の全員に行きますので、かなりの方がハガキを接種券と勘違いする可能性もあるかなと思っております。ただ、方法としてはハガキの周知というのが、一番申込みするには良い方法だと思っておりますので、そういうことを所管の委員の皆様には事前に分かっていただければというようなことで、先ほどの健康増進課長の補足でございますが、させていただきますと思います。全員協議会ではお話しませんので。以上でございます。

○菊田こども政策課長 先ほど、福原課長から原油価格、物価高騰等総合緊急対策で給付金のお話がありましたけれども、子供につきましては、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、こちらは児童1人あたり一律5万円です。先ほど実績で去年までのを報告させていただきましたが、また4年度も同じことを国の10分の10の補助でやるということも、4月28日に閣議決定されまして、現在、情報は概要のみしか来ていなくて、詳細を待っているところなのですけれども、これにつきまして6月議会へ補正予算を提出する方向で、スケジュールなどを検討しているところでございますので、御報告させていただきます。

○下村委員長 ほかに執行部から何かございますか。

(「ございません」の声あり)

○下村委員長 委員の皆さんから執行部に、何かありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 こども未来部に。保育所、認定こども園、小学校低学年で結構コロナウイルス感染が多いのですね、子供たち。その時には、例えば感染した子供がいる家庭で、お父さんとお母さんが手が話せなくてという時に、前から言っているのですが、これの時にはどのように支援をしているのかだけ、もう1回再確認で対応しているものがあれば教えてほしいのですけれども。

○加藤こども未来部長 感染者が出た場合、例えば保育所に入所されているお子さんが

感染したとか、親御さんが濃厚接触者になった、おじいちゃんとかが感染したという場合には、保育所のほうに情報が入った場合には、まず保育所をどうするか。休むのか、自宅療養してくださいとか、そういうかたちのお話を担任からさせていただいて、その際に、先ほどの保健福祉部でやっている食料支援の御案内もさせていただいています。もし希望する場合には、そちらのお申込みをするなり、直接担任からお話をして運んでいただくケースもあります。以上です。

○**下村委員長** プラスアルファで、お母さんが小さいお子さんがいながらも、パートで働いていたとか、そういう方もいらっしゃるだろうと思うのですね。そういった時には、賃金が働かなければ減ってしまう。そういった時も考えられるのですが、その時の支援というのは、市で独自には何も考えていませんか。

○**加藤こども未来部長** 多分、委員長がおっしゃるのが母子世帯とかで、お子さんが感染になってしまって、お母さんが濃厚接触でもなんでもないのでけれども、働きに行かなくてはならないということで、コロナに限らずそういうケースは出てくると思うのです。子供の生活が脅かされる状態になっている場合には、相談に応じて、児童相談所と協議をして、一時預かりとかそういう施設を御利用することを勧めるというケースもあります。ただ、コロナに感染したという案件で、一時保護とか、そういうところを紹介したケース、私が知る限りでは確認はない状況になっております。多分、お母さん自身も、不安だから休んでしまうという状況が多いのかなと想定されますが、その御心配については後ほど検討します。

○**下村委員長** 金銭的なことも含めると、支援が必要である場合もあるのかなと。その辺もよく調査できればいいのかなというふうには思うのですが、よく部内でも御検討いただければと思います。以上で文教厚生委員会を閉会します。